

令和5年1月

名古屋市交通局 営繕工事における週休2日促進モデル工事に関するQ&A

Q1 現場着手日とはいつのことを指すのか。

A1 現場着手日については、名古屋市交通局営繕工事における週休2日促進モデル工事实施要綱（令和5年1月）（以下「要綱」という。）において、現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日としております。

ただし、工事請負約款第9条第3項により、現場代理人の常駐義務が緩和されている場合は、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、現場での作業を開始する時点とします。

Q2 現場閉所日は対象期間の中であれば、いつでも良いのか。

A2 原則として、4週間ごとに休日を8日間確保します。なお、**受注者希望方式**において、4週7休（または4週6休）以上を目指す工事についても、4週間ごとに休日を7日間（または6日間）確保するものとします。ただし、工事内容や条件などにより、監督員がこれらにより難しいと認める場合は、この限りではありませんので、現場着手日前に十分に協議を行います。

Q3 現場着手日前から、4週8休ではなく、4週7休または4週6休を前提に取り組むことは可能なのか。また、現場着手日前は4週8休を目指していたが、結果として4週7休または4週6休となった場合も、労務単価補正は行われるのか。

A3 **発注者指定方式**については、4週8休以上を前提として発注するので、4週8休以上を前提に取り組んでいただき、4週8休に満たない場合は、労務単価補正分を減額変更します。

なお、**受注者希望方式**は、4週8休以上の現場閉所による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、現場着手日前から4週7休または4週6休を前提に取り組むことも可能です。

また、労務単価補正も、当初の目標に関わらず、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数により補正を行います。（当初4週8休を目指していて、結果的に4週6休となった場合も、労務単価補正を行います。）

Q4 夏季休暇、年末年始休暇とは、どの日を指すのか。

A4 夏季休暇、年末年始休暇は、原則として下記の期間をいいますが、会社の休業日等に合わせて変更することは可能です。

・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間

・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q5 「巡回パトロールや保守点検等」とは、どのようなことをいうのか。

A5 下記のような、現場を閉所するにあたって、自然災害等に伴う安全対策や現場の維持保全に必要な不可欠な点検等が該当します。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q6 工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになるのか。

A6 原則として延期となった期間も対象期間としますが、発注者の責による工期延長など、これにより難しい場合はこの限りではありませんので、監督員と協議を行います。

Q7 現場着手後、当初計画の日に現場閉所できなくなった場合は、どのようにしたらよいか。

A7 当初工程計画の見直し等が必要となった場合は、その都度変更後の現場閉所予定日を記載した工程表等を監督員に提出し、確認を受けてください。

Q8 現場閉所日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替の現場閉所日を取得する必要があるか。

A8 要綱において、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間は対象期間から除いておりますので、振替の現場閉所日の取得は不要です。

Q9 監督員による現場閉所の確認は、どのようにするのか。

A9 書面による確認を行いますので、工事日報等（工事日報や閉所日が記載されている実施工程表など）により確認します。

Q10 現場代理人等が現場閉所日に、現場外（本社など）で書類作成等を行った場合、現場閉所となるか。

A10 現場閉所かどうかは、現場が閉所されているかどうかで判断いたしますので、現場外での作業の有無は問いませんが、本取組は現場代理人等も含め、週休2日取得を促進することを目的としております。本取組の目的を踏まえ、現場代理人等についても、週休2日取得に努めてください。

Q11 要綱において、「週休2日を確保した場合は、従来と同様に適切に評価する。」とさ

れているが、4週6休以上4週8休未満の場合も評価されるか。

A11 工事成績採点の考査項目別運用表の施工状況の工程管理で「休日・代休の確保を行っている。」の項目による評価となりますので、休日の確保又は、休日に作業を行った場合は、代休を適切に確保した場合に評価する項目になっています。したがって、代休を含め4週8休以上の場合に評価するものとなります。

なお、休日とは、土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q12 コリズ登録の完了日は、工事完了日と契約終了日のどちらになるのか。

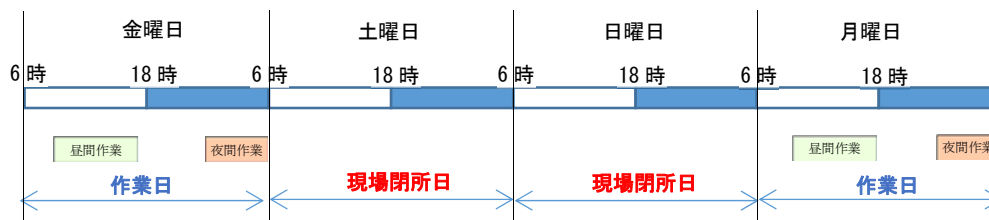
A12 コリズの登録の完了日は契約終了日とします。なお、契約工期より前に竣工登録をする場合には、契約工期の完了年月日はそのままにして、「技術者の従事期間」を「実際に従事した期間」（工事の完了日まで）に変更してください。

Q13 金曜日の夜に行う夜間作業は、土曜日作業の扱いとなりますか。

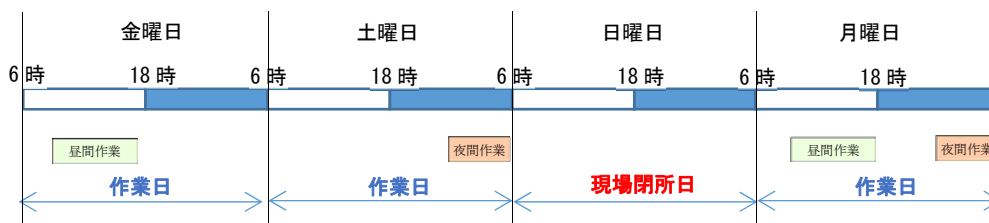
A13 原則、金曜日の夜から翌日の早朝6時までに行う夜間作業は、金曜日作業の扱いとなります。

#### 【夜間作業における現場閉所日の考え方】

（事例1）



（事例2）・・・この場合は、土曜日は作業日となりますので振替の現場閉所日が必要です。



Q14 祝日は、作業を行っても問題ありませんか。

A14 原則、土曜日、日曜日の2日間又は4週で8日の現場閉所日を設定することを目的としていますので対象としていませんが、労働環境の改善の観点からできるだけ作業は行わないよう努めることが大切です。

Q15 **受注者希望方式**で週休2日促進モデル工事を実施する場合は、希望すれば対象となるのですか。

A15 工事の設計書の設計説明に、「週休2日促進モデル工事（受注者希望方式）対象工事」と記載され、特記仕様書が添付されている場合が対象となり、その上で、受注者が発注者に対して現場着手前に週休2日に取り組む旨を協議する中で、工事の工程的に問題なく必要な施工期間が確保されている事や品質管理、安全管理も確保されていること、また、現場作業日が少なくとも連続して4週間以上あることなどが確認できた場合に対象とすることができます。

Q16 発注者側の都合で予定していた現場閉所日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。

A16 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「営繕工事における週休2日促進モデル工事実施要綱」の第2条(2)対象期間（工事着手日から工事完了までの期間）に含めず対応することができます。

Q17 週休2日で工事を行っていましたが、工期内に工事が終わらなかった場合でも週休2日が達成していれば認められますか。

A17 週休2日の実施については、事前に少なくとも工期末の20日前までに現場作業が完了することを前提に設定し実施することを条件としていますので、これが守られなかった場合は、達成とは認められません。

ただし、受注者の責によらずやむを得ない場合で、作業期間を延長しなければならない場合は、受注者は、発注者と協議し必要に応じて工期の延長を求めることはできます。

Q18 特記仕様書で、受注者希望方式対象工事となっていない場合は、対象とすることはできませんか。

A18 対象とすることはできません。（Q15参照）

Q19 **発注者指定方式**及び**受注者希望方式**でもない工事は、どのような工事ですか。

A19 主に次のものが該当します。

- ・早期に工事を完了しなければならないもの
- ・工事を行う上で、第三者への支障等影響が大きいもの
- ・施工時期が制限されているもの

Q20 実施要綱第2条(2)キにおける「その他、監督員が認めた期間」とは、どの

ようなものがありますか。

A20 状況によって個別に判断しますが、一般的に現場での作業がない日が連続で続く場合、または、現場作業が完了した場合などは、その期間を対象外とします。

**【例示】**

- ・現場着手前の準備期間
- ・現場が完了後の書類作成の期間
- ・現場完了後の手直し期間など